

～指定自立支援医療機関（更生医療）の皆様へ～ 腎臓機能障害の自立支援医療（更生医療） に係る診療報酬の請求について

自立支援医療（更生医療）の対象となる医療は、臨床症状が消退し、永続するようになった障害そのものに確実な治療効果が期待できるものに限られ、疾病を対象とする一般医療は対象外です。

しかしながら、更生医療の対象とならない検査、処置、投薬代等を、自立支援医療費として請求されているケースが見受けられます。腎臓機能障害の自立支援医療（更生医療）に係る診療報酬について、以下をご確認いただき、適正な請求にご協力くださいますようお願いいたします。

○ 更生医療の適用となる医療

人工透析療法 (血液透析・腹膜透析)	※具体的な適用範囲については、 受給者の住所地市町の担当課にお尋ねください。	
腎移植術		
腎移植術後の抗免疫療法		

× 更生医療の適用とならない医療

- 腎不全を招来した原疾患
糖尿病性腎症、嚢胞腎、SLE（全身性エリテマトーデス） など
- 腎不全を原因とする対象外の疾病（症状）
高血圧、骨粗しょう症、末梢神経障害、脳卒中（リハビリテーション）、腰痛 など
- その他の対象外疾病（下表のとおり）



対象外疾病分類	対象外疾病の例示
感染症及び寄生虫症	腸管感染症、ウイルス肝炎、真菌症
新生物	胃の悪性新生物、悪性リンパ腫、白血病
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	貧血、低ガンマグロブリン血症
内分泌、栄養及び代謝疾患	甲状腺炎、高脂血症、高リン血症
精神及び行動の障害	統合失調症、気分障害
神経系の疾患	自律神経系の障害、睡眠障害
眼及び付属器の疾患	結膜炎、白内障
耳及び乳様突起の疾患	中耳炎
循環器系の疾患	高血圧性心疾患、狭心症、心筋梗塞、心不全
呼吸器系の疾患	急性咽頭炎、アレルギー性鼻炎、喘息、肺水腫
消化器系の疾患	胃潰瘍、肝硬変、口内炎、逆流性食道炎
皮膚及び皮下組織の疾患	乾癬、じんま疹、挫創、胼胝、鶏眼
筋骨格系及び結合組織の疾患	腰痛症、変形性関節症
腎尿路生殖器系の疾患	ネフローゼ症候群、慢性腎不全
妊娠、分娩及び産じよく	妊娠高血圧症
周産期に発生した病態	出産外傷
先天奇形、変形及び染色体異常	二分脊椎
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	めまい
損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折